1　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員採用試験の実施状況（令和７年度）　（単位：人）

職種区分	応募者数	採用者数	内男性	内女性
一般事務職	103	22	16	6
技師	5	2	2	0
社会福祉士	6	4	3	1
保健師	6	4	1	3
保育士	11	4	1	3
助産師	2	2	0	2
業務員	6	3	3	0
危機管理監	1	1	1	0
合計	140	42	27	15

（２）再任用職員の採用状況（令和８年４月１日現在）　（単位：人）

区分／職種	合計		常時勤務再任用職員		短時間勤務再任用職員	
		任期更新		任期更新		任期更新
一般事務職	9	7	2	2	7	5
保育士	3	1	0	0	3	1
合計	12	8	2	2	10	6

（３）退職者数（令和７年度）　（単位：人）

区分／職種	合計	退職				その他		
		定年	定年前早期	普通	死亡	分限免職	懲戒免職	再任用後の離職等
一般事務職	15	0	0	11	0	0	0	4
技師	5	0	0	5	0	0	0	0
保健師	3	0	0	3	0	0	0	0
保育士	5	0	0	5	0	0	0	0
助産師	1	0	0	1	0	0	0	0
指導主事	1	0	0	1	0	0	0	0
危機管理監	1	0	0	1	0	0	0	0
小計	31	0	0	27	0	0	0	4
業務員	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	32	0	0	27	0	0	0	5

（４）部門別職員数の状況（各年４月１日現在）　（単位：人）

区分／部門		職員数		増減数	増減理由等
		令和７年	令和８年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務	52	53	1	体制強化による増
	税務	18	18	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	6	6	0	
	商工	4	6	2	事業強化による増
	土木	11	12	1	事業強化による増
	民生	93	97	4	体制強化による増
	衛生	43	44	1	体制強化による増
	小計	230	239	9	
特別行政部門	教育	32	36	4	体制強化による増
	小計	32	36	4	
普通会計計		262	275	13	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	水道	12	14	2	体制強化による増
	下水道	10	11	1	体制強化による増
	その他	27	28	1	体制強化による増
	小計	49	53	4	
合計		311	328	17	

※職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、
　臨時又は非常勤職員を除きます。

（５）定員適正化計画の目標等

①定員適正化計画の方針

毎年、総務省で実施している定員管理調査によると、地方公共団体の総職員数は、平成６年をピークに減少してきましたが、平成２９年以降は微増から横ばいの傾向が続いています。職員数が増加しているのは、防災関係、児童福祉関係、観光に関する部門であり、これらの部門における行政ニーズの増加は本市においても同様の状況にあります。

一方、全国的に教育部門は、児童・生徒数の減少や学校の統廃合により減少していますが、本市においては児童・生徒数の減少は緩やかであり、職員数が減少する要因とはなりません。

行政ニーズが高度化・多様化する中、県内各市の職員数を見ても、本市は職員１人当たりの人口が最も多くなっており、また、ＩＣＴ技術の発展に伴う業務の効率化や、業務委託の活用を検討していくものの、それらが人員削減につながる時期の到来は更に将来になると予想されます。これらのことから、第６次計画期間においては、職員数を増員することを基本とします。

さらに、職員の増員が必要となる要因としては、令和５年４月１日に施行された、職員の定年年齢の６５歳への段階的引き上げが挙げられます。定年年齢が段階的に引き上げられる間も、一定数、職員採用を行う必要があります。

そのため、職員採用の際には年齢構成の平準化を図りながら、バランスの取れた組織づくりを目指します。

②令和８年度から令和１２年度の定員適正化計画

年度	R8	R9	R10	R11	R12
職員数	348	353	354	353	354

※職員数は一般職に属する職員です。

（６）級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区分	基準となる職務	職員数（人）	構成比（%）	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
１級	主事、技師、福祉主事、社会福祉士、保健師、保育士、栄養士、看護師、助産師、業務員、調理員	88	26.8	主事	49	165	50.3	主事級
				技師	3			
				社会福祉士	3			
				保健師	8			
				保育士	16			
				業務員	6			
				調理員	3			
２級	高度な知識と経験を必要とする主事、技師、福祉主事、社会福祉士、保健師、保育士、栄養士、看護師、助産師、業務員、調理員	77	23.5	主事	43			
				技師	2			
				社会福祉士	7			
				保健師	8			
				保育士	7			
				栄養士	1			
				助産師	2			
				業務員	7			
３級	主査、副主任保育士、業務主任、調理主任の職務	37	11.3	主査	14	37	11.3	主査級
				副主任保育士	18			
				業務主任	5			
４級	課長補佐、所長補佐、係長、主任保育士、専門員の職務	59	18.0	課長補佐	20	59	18.0	係長級 課長 補佐級
				係長	34			
				主任保育士	5			
５級	副課長及び保育所長の職務	28	8.5	副課長	23	28	8.5	副課長級
				保育所長	5			
６級	次長、課長、総括所長の職務	33	10.1	課長	16	33	10.1	課長級 次長級
				次長	17			
７級	理事及び部長の職務	6	1.8	理事	0	6	1.8	部長級
				部長	6			

※給料表の級区分による職員数です。

２　職員の人事評価の状況

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である「能力評価」と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である「業績評価」の両面から人事評価を実施しています。

評価名	評価期間
能力評価	４月から９月まで及び１０月から翌年３月まで
業績評価	４月から翌年３月まで（９月末時点で中間評価を実施）

３　職員の給与の状況

別に掲載しています「岩出市の給与・定員管理について」をご覧下さい。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）一般職員の勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

１日の正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休　憩　時　間
７時間４５分	８時４５分	１７時３０分	１２時から１３時

※勤務開始時刻・終了時刻・休憩時間については、職場により異なります。

（２）一般職員の勤務時間の運用状況（令和８年４月１日現在）

ア　時差通勤制度の有無　無

イ　フレックスタイム制度の有無　無

ウ　育児・介護のための早出・遅出勤務制度の有無　無

（３）一般職員の年休の使用状況(令和７年１月１日～令和７年１２月３１日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率（％） (b)/(a)
11,110.0 日	2,968.1 日	323 人	9.2 日	26.7 %

（４）特別休暇の導入状況

1 公民権行使	必要と認められる期間
2 官公署出頭	必要と認められる期間
3 骨髄等ドナー	必要と認められる期間
4 ボランティア	一の年において５日の範囲内の期間
5 結婚	５日
5-2 出生サポート	一の年において５日（体外受精等の場合は１０日）の範囲内の期間
6 妊娠中の通勤	１日を通じて１時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 つわり	７日を超えない範囲内で必要と認められる期間
8 妊娠、産後の保健指導等	妊娠等の期間に応じた期間
9 産前産後	出産予定日以前６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）の日から産後８週間を経過する日までの期間
10 生理	必要と認められる期間
11 保育時間	１日２回それぞれ３０分以内の期間
12 妻の出産	３日の範囲内の期間
13 男性の育児参加	５日の範囲内の期間
14 子の看護等	一の年において５日（子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間
15 短期介護	一の年において５日（要介護者が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間
16 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
17 忌引	親族に応じた日数の範囲内において必要と認められる期間
18 夏季休暇	原則として一の年の６月から１０月までの期間内における５日の範囲内の期間
19 感染症等	必要と認められる期間
20 現住居の滅失等	１０日を超えない範囲で必要と認められる期間
21 出勤困難	必要と認められる期間

5　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分者数（令和７年度）　（単位：人）

処分事由＼処分の種類	降任	免職	休職	降給	計	失職
(1) 勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0	0
(2) 心身の故障の場合	0	0	3	0	3	0
(3) 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	0
(4) 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0	0
(5) 刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0	0
(6) 条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0	0
(7) 合計（(1)～(6)の計）	0	0	3	0	3	0
(8) 地公法第28条第４項により失職した者	0	0	0	0	0	0
(9) 地公法第28条第４項に基づく条例により失職しなかった者	0	0	0	0	0	0

（２）懲戒処分者数（令和７年度）　（単位：人）

処分事由＼処分の種類	戒告	減給	停職	免職
(1) 給与、任用に関する不正（諸給与の不正領得等）	0	0	0	0
(2) 一般服務違反関係（信用失墜行為、欠勤、勤務態度の不良等）	0	0	0	0
(3) 一般非行関係（金銭、異性関係等の非行等）	0	0	0	0
(4) 収賄等関係	0	0	0	0
(5) 道路交通法違反	0	0	0	0
(6) 監督責任	0	0	0	0
(7) 合計（(1)～(6)の計）	0	0	0	0

6　職員の服務の状況

（１）育児休業及び部分休業の取得者数（令和７年度）　（単位：人）

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	令和７年度中に新たに取得可能となった職員 育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	育児休業取得率（%）
男性職員	2 0	0 0	6	2	0	33
女性職員	6 6	6 3	11	6	5	55
計	8 6	6 3	17	8	5	47

※「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段には令和７年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者を、下段には育児休業（部分休業）の期間が令和５年度から令和７年度にかけて引き続いている者の数を記入しています。

（２）介護休暇の取得状況（令和７年度）　（単位：人）

	介護休暇取得者数	要介護者（職員との続柄別） 配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0

（３）介護時間の取得状況（令和７年度）　（単位：人）

	介護休暇取得者数	要介護者（職員との続柄別） 配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

７　職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定し、平成２８年４月１日から施行しました。
管理又は監督の地位に職に就いている職員であった者は、以下の再就職情報について、届出をします。

○　届出事項

１　氏名

２　生年月日

３　離職時の職

４　離職日

５　再就職日

６　再就職先の名称

７　再就職先の業務内容

８　再就職先における地位

８　職員の研修の状況

（１）職員の研修の実施状況（令和７年度）

研　　修　　名	修了者数（人）
岩出市研修	計　1,282
新規採用職員研修	20
接遇研修（接遇全般）	139
接遇研修（カスタマーハラスメント）	71
コンプライアンス研修（育児・介護と仕事の両立）	246
メンタルヘルス研修（マインドセット）	276
人権研修（ユニバーサルサービス）	267
情報セキュリティ	263
和歌山県市町村職員研修協議会	計　58
新規採用職員研修	19
一般職員一次研修	9
一般職員二次研修	3
監督者一次研修	12
監督者二次研修	4
管理者研修	1
接遇マナー研修	1
法制執務研修（基本編）	2
公用文の書き方研修	3
メンタルヘルス研修	1
地方自治法研修	1
パソコン研修	2
研修参加延合計数	1,340

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）公務災害・通勤災害の状況　　（単位：件）

区　　分	公　　務　　災　　害				通　　勤　　災　　害			
	申請	認定	不認定	継続審議	申請	認定	不認定	継続審議
令和７年度	3	3	0	0	1	1	0	0

（２）健康診断等の状況（令和７年度）

区　　分	のべ受診者数（人）
職員定期検診	276
子宮ガン検診	28

（３）岩出市職員互助会の状況（令和６年度）

	岩　　出　　市　　職　　員　　互　　助　　会
会員数	342人
掛　金	8,802千円
掛金率	本俸×4/1,000＋1,000円

※補助金については、平成２７年度より廃止となっています。

１０　公平委員会における業務の状況（令和７年度）

区　　分	
勤務条件に関する措置要求	0　件
不利益処分に関する不服申立	0　件